



送迎は必ずしてもらえるものなの？



A. 児童の自立能力の獲得を妨げない範囲で、行われるものなの。

[児童福祉法](#)に基づく[指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準](#)について(平成24年3月30日障発0330第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に、「[放課後等デイサービス](#)における送迎については、通所する際の道路等の安全性、就学児の年齢、能力及び公共交通機関がない等の[地域](#)の実情を考慮して判断するものとする。このとき、自ら通所することが可能な就学児の自立能力の獲得を妨げないよう配慮することとする。」とあります。

これを踏まえて、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において引き続き検討する、と言われていたのが[送迎加算](#)、なの。

送迎の実態に関する実態調査の結果「[知的障害児](#)の利用が多く、通所にあたって安全面で十分に考慮が必要であること」を踏まえて、現行の仕組みを維持することになりました。

また、送迎の実態が、障がいのある子どもの自立能力を妨げないように配慮することは必要なことのため、[指定基準](#)における送迎に係る配慮等の記載も現行のままとされたのね。

障がいがある人の送迎範囲の原則は、自宅～事業所間、とされているの。

学校へ迎えに来てくれているけれど、授業を受けた後の学校から事業所までの送迎もカウントできる、ということは児童にだけ認められた特例なのですね。

そして、子どもの利便性のために学校からの送迎をするときには、具体的な待ち合わせ場所や時間、緊急時の連絡方法などを保護者と確認して、同意を得ておく必要があります。

障害児の場合は54単位／回(重度心身障害児の場合は37単位／回)[加算](#)されます。

具体的に言うと、片道当たり約570円／回の[公費\(税金\)](#)が支払われているの。

これまでは自動車を利用した場合に限られていましたが、徒歩や自転車でも認められることになりました。

送迎を利用する場合は、[個別支援計画書](#)に送迎の必要性についてがきちんと明記、されていて、[アセスメント](#)や[相談支援専門員](#)が書いたサービス等利用計画書との整合性もないといけません。

願わくば自力で通所することが望ましいので、送迎という支援が必要な理由をしっかりと位置付けることが必要になってくるのね。

ただ単に「車で送迎をすればお金になる」という単純なものではありません。

送迎をいつまでも続けるということは、実は子どもにとってデメリットになってしまうことも考えられるの。

デメリットというのは、例えばずっと送迎車を利用したことで、一定の年齢になっても切符の買い方や公共の場でのルールを学ぶ機会がなくなってしまうことなどが考えられるわね。送迎車は便利だけど、子どもの可能性を狭めてしまう危険性も孕んでいるのです。

[自立能力の獲得](#)を妨げない、というのはこのことを指しているのね。

送迎加算の在り方については、[障害福祉サービス等報酬改定において引き続き検討](#)するとされています。

最近の[事業所](#)の中には、子どもの自立能力の獲得を支援する視点から、子どもが一人で公共交通機関を利用する際の[後方支援](#)に力を入れている事業所もあります。

具体的な例としては、バスに乗るまで一緒にいて子どもが乗車したら携帯電話で「△△のバス停から〇〇番のバスに乗りました」と保護者に連絡するそうよ。

保護者は、時間を見て最寄りのバス停まで迎えに行く、という取り組みをしているところもあります。

工夫次第で、いろいろなことができるのではないかしら。

高校を卒業して[就労継続支援](#)を利用しようとすれば、自分ひとりで通所することが必要になってきます。

放課後等デイサービスのように送迎をしてくれるところは少ないからなのね。

その時になって慌てて練習しても、すぐにできるようになるものではないように思うから。

楽しく遊べることも必要だけれど、[生活に必要な技術](#)を身に付けていくことも大切なこと。

小学校の低学年で必要なことと、高学年や中高生で必要なことは違ってきて当たり前なのね。

ひとりでいろいろなことができる力を、ぜひ身に付けてほしいものです。

《MENU》

[《障害児通所支援に関する検討会って？》](#)

[《特例子会社ってというのは？》](#)

2023-01-04 掲載

2024-04-01 改訂